

## 目黒区地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾に関する取扱要綱

令和5年5月22日付け目総契第3164号

(趣旨)

第1条 この要綱は、目黒区(以下「区」という。)と工事請負契約を締結している受注者が、施工完了前の当該契約に係る工事の工事代金債権を活用して、国の示す地域建設業経営強化融資制度(平成20年10月17日付国総建第197号国総建整第154号通知(以下「基本通知」という。))に基づく融資制度をいう。以下「融資制度」という。)を利用しようとする場合において、区が契約条項(工事)(以下「工事請負契約書」という。)第5条第1項ただし書の規定に基づき、工事代金債権の譲渡(以下「債権譲渡」という。)の承諾をする際に必要な手続きについて定めるものとする。

(対象工事)

第2条 区が債権譲渡を承諾できる工事(以下「対象工事」という。)は、その進捗率が全体の2分の1以上であるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、債権譲渡を承諾しない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の規定に基づく低入札価格調査制度の対象となった者と当該工事に係る契約を締結した場合
- (2) 当該工事に係る契約等に一切の債権譲渡を禁止する旨の定めがある場合
- (3) 当該工事に係る契約が、履行保証を付した工事請負契約のうち、区が役務保証を必要とするものである場合
- (4) 前3号のほか、受注者の施工能力に疑義が生じている場合等の債権譲渡を認めることが不相当と認められる場合

(債権譲渡人)

第3条 区が債権譲渡を承諾できる受注者(以下「債権譲渡人」という。)は、中小・中堅元請建設企業(原則として、資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者をいう。以下同じ。)であって、当該債権譲渡に係る工事代金債権の譲受人(以下「債権譲受人」という。)から転貸融資を受けられるものとする。

(債権譲受人)

第4条 債権譲受人は、中小・中堅元請建設企業への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う次の各号のいずれかに該当する者であって、一般財団法人建設業振興基金(以下「振興基金」という。)から債務保証承諾書(根保証用)の発行を受けた者とする。

- (1) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に定める事業協同組合
- (2) 公益法人である建設業協会等の団体
- (3) 建設業の実務に関して専門的な知見を有し、並びに融資制度に係る中小・中堅元請建設企業への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として振興基金が被保証者として相当と認める民間事業者

(譲渡の対象となる工事代金債権の範囲)

第5条 債権譲渡の対象となる工事代金債権の額は、当該債権譲渡に係る工事が完成した場合においては、工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前金払、中間前金払又は部分払の金額及び当該工事に係る請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事に係る請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第31条第2項の既済部分の検査に合格し、引渡しを受けた当該既済部分に相応する請負金額から前金払、中間前金払又は部分払の金額及び当該工事に係る請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 区が債権譲渡を承諾した後に、当該債権譲渡に係る工事の工事請負契約の内容に変更が生じ、当該工事に係る請負金額が増額又は減額された場合の工事代金債権の額は、契約変更により増額又は減額された後の額とする。

3 融資制度により債権譲渡する工事代金債権は、次の各号のいずれかのものに限り担保するものとし、債権譲受人が債権譲渡人に対して有するその他の債権を担保するものではない。

(1) 融資制度による債権譲受人からの債権譲渡人に対する貸付金

(2) 保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)が当該債権譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権

(支払計画等の提出)

第6条 債権譲渡人が債権譲受人から融資を受けるときは、当該工事請負契約に係る融資申請時までの下請負人等への支払状況・支払計画書を債権譲受人に提出するものとする。

(債権譲渡承諾事務の分掌)

第7条 債権譲渡の承諾に係る事務は、総務部契約課が行う。

(債権譲渡の承諾申請)

第8条 債権譲渡人及び債権譲受人は、区に債権譲渡について事前協議を行い共同して次に掲げる書類を添えて、当該債権譲渡の承諾に係る申請を行わなければならない。ただし、共同して申請できない場合は、債権譲渡人又は債権譲受人のいずれかが作成する委任状(別記第1号様式)を提出することにより、単独で申請することができる。

(1) 債権譲渡承諾依頼書(別記第2号様式) 3通

(2) 締結済の債権譲渡契約証書(平成20年10月17日付国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号通知(以下「官房課長通知」という。))に定める様式3を準用することとし、国土交通省において当該通知が改正された場合は、改正後の通知に基づくものとする。) 1通

(3) 工事履行報告書(官房課長通知に定める様式1を準用することとし、国土交通省において当該通知が改正された場合は、改正後の通知に基づくものとする。) 1通

(4) 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通

- (5) 建設工事等競争入札参加資格審査受付票(以下「受付票」という。)の写し 1通(債権譲渡に係る工事の工事請負契約書の債権譲渡人の印が、使用印又は代理人印(以下「使用印等」という。)である場合に限る。)
- (6) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの(約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。) 1通
- (7) 振興基金が発行する債務保証承諾書(根保証用)の写し 1通

2 前項第4号に掲げる書類は、当該申請に係る工事以外のものについて、既に債権譲渡の承諾に係る申請を行っており、提出した印鑑証明書が同号に掲げるものを満たすものである場合は、これの提出を要しない。

(債権譲渡の承諾基準)

第9条 区は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る債権譲渡について、次に掲げる要件を満たすことが確認された場合に承諾するものとする。

- (1) 当該債権譲渡に係る工事が、第2条に規定する対象工事であること。
- (2) 当該債権譲渡をしようとする者が、第3条に規定する債権譲渡人であること。
- (3) 当該債権譲渡を受けようとする者が、第4条に規定する債権譲受人であること。
- (4) 前条の規定により提出された債権譲渡承諾依頼書が、次に掲げる事項を満たすこと。

ア 前条第1号に掲げる部数を提出していること。

イ 別記第2号様式により提出しており、当該様式の必要事項について全て記載されていること。

ウ 記載事項が、当該債権譲渡に係る契約内容と相違がないこと。

エ 当該債権譲渡をしようとする者に係る印影が、当該債権譲渡に係る工事請負契約書または前条の規定により提出された受付票に押印されたものと同一のものであること。

オ 当該債権譲渡を受けようとする者に係る所在地、名称、代表者職氏名及び印影が、前条の規定により提出された印鑑証明書及び債務保証承諾書(根保証用)の写しの内容と相違がないこと。

カ 当該債権譲渡に係る工事について、既に区が当該債権譲渡しようとする者に支払った前金払、中間前金払及び部分払の額に誤りがなく、申請日時点において債権譲渡しようとする額が、当該工事に係る工事請負契約に基づき、当該債権譲渡しようとする者が区に対し請求できる債権の額と一致していること。

キ 当該債権譲渡をしようとする者が建設共同企業体である場合は、当該建設共同企業体の名称及び代表する者並びに構成員の所在地、名称及び代表者の職氏名が、建設共同企業体に係る協定書の内容と一致していること。

ク 当該債権譲渡をしようとする者が建設共同企業体である場合は、当該建設共同企業体の代表する者に係る印影が、当該債権譲渡に係る工事請負契約書に押印されたものと同一のものであること。この場合において、当該建設共同企業体の全ての構成員の押印は求

めないこととする。

(5) 前条の規定により提出された締結済の債権譲渡契約証書が、次に掲げる事項を満たすこと。

ア 記載事項が、当該債権譲渡に係る契約内容及び債権譲渡承諾依頼書の記載事項と相違ないこと。

イ 当該債権譲渡をしようとする者及び受けようとする者に係る印影が、前条の規定により提出された印鑑証明書の内容と相違がないこと。

ウ 当該債権譲渡をしようとする者が建設共同企業体である場合は、当該建設共同企業体の代表する者及び構成員の所在地、名称及び代表者の職氏名の記載があること。

(6) 前条第1項第6号に掲げる書類の提出があった場合は、当該書類が次に掲げる事項を満たすこと。

ア 当該債権譲渡に係る申請の内容と相違がなく、役務保証特約付ではない通常の履行保証の内容であり、かつ、適正な相手方が発行したものであること。

イ 区に既に提出した保険又は保証証券等及び保証約款等の内容と相違がないこと。振興基金が債権譲受人に対して発行した融資制度についての債務保証承諾書(根保証用)が提出されていること。

(債権譲渡の承諾)

第10条 区は、第8条第1項の規定により事前協議を受けたときは、前金払等の支払い状況等を確認する。

2 区は、第8条第1項の規定により提出された書類を、前条に規定する承諾基準に基づき審査し、債権譲渡の承諾が必要と認める場合は、その旨を決定し、債権譲渡整理簿(別記第3号様式)を作成する。

3 区は、前2項の規定により債権譲渡の承諾を決定したときは、債権譲渡人及び債権譲受人に債権譲渡承諾書を交付するものとする。

4 前3項の規定による債権譲渡の承諾に係る手続は、第8条第1項の規定による申請のあった日から2週間以内に行うものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第11条 区は、第8条第1項の規定による債権譲渡の承諾に係る申請が、第9条に規定する承諾基準を満たさない場合には、当該債権譲渡の承諾は行わない。

2 区は、前項の規定により債権譲渡の承諾を行わなかった場合は、その理由を付した債権譲渡不承諾通知書(別記第4号様式)を債権譲渡人及び債権譲受人に交付する。

3 前2項の規定による債権譲渡の不承諾に係る手続は、第8条第1項の規定による申請のあった日から2週間以内に行うものとする。

(出来高査定)

第12条 区が債権譲渡の承諾をする際に必要となる当該債権譲渡に係る工事の出来高の審査は、当該債権譲渡を受けようとする者が行うものとする。

2 債権譲渡を受けようとする者は、前項に規定する審査を行うために当該債権譲渡に係る

工事の現場への立入り等を必要とする場合は、区に工事出来高査定協力依頼書（別記第5号様式）を提出するものとする。

（融資実行の報告）

- 第13条 債権譲受人は、債権譲渡人に対し融資を実行した場合は、当該融資の実行日から1週間以内に融資実行報告書(官房課長通知に定める様式5)を区に提出しなければならない。
- 2 融資実行報告書は、記載されている内容が債権譲渡承諾書と一致することを確認の上で受理し、第10条第3項の書類とともに区で保管する。
- 3 債権譲渡人は、債権譲渡に係る工事について融資を受けるため、基本通知の14に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合は、速やかに公共工事金融保証証書の写しを区に提出しなければならない。

（契約変更又は契約解除の場合の取扱い）

- 第14条 債権譲渡人は、債権譲渡の承諾を受けた後に当該債権譲渡に係る工事請負契約の請負金額が変更され、工事代金債権の額が変更となった場合は、債権譲受人に、当該変更に係る契約書の写しを提出するものとする。
- 2 区は、債権譲渡の承諾後に債権譲受人の倒産その他これに類する理由により当該工事請負契約を解除し、工事代金債権の額が変更となった場合は、変更後の工事代金債権の額を債権譲受人に通知するものとする。
- 3 前2項の規定により工事代金債権の額に変更があった場合には、債権譲渡人及び債権譲受人は、共同して工事代金債権計算書(第6号様式)を区に提出するものとする。ただし、債権譲渡人の倒産その他共同して提出することが困難な場合は、この限りでない。

（工事代金の請求）

- 第15条 債権譲受人は、工事請負契約書に定められた検査その他の所定の手続を経て、請負金額及び部分払の金額(以下「請負金額等」という。)の額が確定した場合に限り、債権譲渡された範囲内で、区に対し当該債権に係る支払を請求することができる。
- 2 前項に規定する請求は、工事代金請求書（別記第7号様式）により行うものとする。
- 3 区は、前2項の規定により支払の請求があった場合は、当該支払に係る債権の額を確認し、債権譲受人に支払うものとする。

（不正行為への措置）

- 第16条 区は、この要綱の規定に基づき債権譲渡人又は債権譲受人から提出された書類について、書類の偽造、改ざんその他の不正行為が認められたときは、融資制度の監督官庁、債権譲受人の監督行政庁及び振興基金等にその事実を通報する。
- 2 前項に規定する不正行為が認められたときは、区は当該債権譲渡を承諾しないものとする。

（指名選定等における留意事項）

- 第17条 区は、債権譲渡の承諾に係る申請を行った者に対し、当該申請を行ったことを理由として、入札における指名選定等において不利益な取扱いをしてはならない。

（その他様式類等）

第18条 この要綱に定めのない所定の様式(債権譲受人の内部の処理を定めた内規、出来高確認書、債権譲渡契約証書、金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、保証事業会社の受益の意思表示書、債務保証委託書、債務保証協議書、債務保証承諾書等)は、融資制度の監督官庁又は振興基金が定めたものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めのない事項(前条に規定するものを除く。)については、融資制度に係る監督官庁の通知等に準じて取り扱うものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、国土交通省が本融資制度の実施を終了したときに、その効力を失う。

# 委 任 状

年 月 日

（発注者）目黒区長 宛て

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名 印

1 工 事 件 名

2 請負代金額 金 円

私は、所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

を代理人と定め、上記工事の「地域建設業経営強化融資制度」における債権譲渡承諾依頼書の提出に関する権限を委任します。

※譲渡人が委任者の場合、印は工事契約書の印とする。

※譲渡人が共同企業体の場合は、代表構成員の名義で行うものとする。

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

(発注者) 目黒区長 宛て

(譲渡人) 債権譲渡人  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

工事請負  
契約書の  
使用印

(譲受人) 債権譲受人  
所在地  
名称  
代表者職氏名

実印

(担当者) 職・氏名  
電話番号

債権譲渡人（以下「譲渡人」という。）が目黒区（以下「区」という。）との間で締結された下記工事請負契約（以下「工事請負契約」という。）に基づく下記譲渡対象債権を、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付国総建第197号、国総建整第154号通知）に基づく「地域建設業経営強化融資制度」（以下「融資制度」という。）を利用するために、債権譲受人（以下「譲受人」という。）との間で締結した 年 月 日付債権譲渡契約に基づき、譲受人に譲渡することにつき、工事請負契約条項第5条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。なお、工事請負契約上の請負者の債務は、譲渡人に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

譲渡される譲渡人の工事代金債権の範囲は、本件請負工事が完成した場合において、工事請負契約条項第31条第2項の検査に合格し引渡した既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約（以下「請負契約」という。）により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

ただし、請負契約が解除された場合においては、工事請負契約条項第48条第1項の既済部分の検査に合格し引渡した既済部分に相応する請負代金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額とします。

- (1) 工 事 件 名 \_\_\_\_\_
- (2) 工 事 場 所 \_\_\_\_\_
- (3) 契 約 番 号 \_\_\_\_\_
- (4) 契 約 締 結 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- (5) 工 期 \_\_\_\_\_ 年 月 日から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで
- (6) 請 負 代 金 額 金 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ 年 月 日現在)
- (7) 支 払 済 前 払 金 額 金 \_\_\_\_\_ 円
- (8) 支 払 済 中 間 前 払 金 額  
及び部分払額 金 \_\_\_\_\_ 円
- (9) 債 権 譲 渡 額 金 \_\_\_\_\_ 円 ( (9) = (6) - (7) - (8) )

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(6)及び(9)の金額は変更契約後の金額とします。この場合、譲渡人及び譲受人は、速やかに工事代金債権計算書を区に提出します。

2 譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して

譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではありません。また、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを申し添えます。

- 3 譲渡人及び譲受人は、譲渡対象債権について、他の第三者に譲渡し、若しくは質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害する行為は行いません。
- 4 譲渡人の下請企業等の保護に関しては、譲渡人が責任をもって行い、また、保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任をもって行い、区には一切ご迷惑をおかけいたしません。
- 5 譲受人においては、国土交通省通達等の融資制度に係る諸制度に従い、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、譲渡人の下請企業等への適切な支払の確保を図るものとします。
- 6 融資制度の手続きに関し必要な既済部分の確認は、譲受人が責任を持って厳正に行います。
- 7 譲渡人及び譲受人は、工事請負契約に基づき区が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。
- 8 債権譲渡の承諾を得た後は、本件工事の部分払金及び請負代金の請求は譲受人が行い、譲渡人は一切の請求を行いません。
- 9 上記のほか、譲渡人及び譲受人は、融資制度に係る国土交通省通達等、「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾に関する要綱」を遵守します。
- 10 本件に関する譲受人の連絡先及び担当者

所 属  
職・氏名  
電話番号

第 号  
年 月 日

(譲渡人) 御中

(譲受人) 御中

### 債権譲渡承諾書

上記の工事請負代金債権の譲渡承諾依頼については、工事完成引渡債務不履行等工事請負契約に基づく請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約条項第5条第1項ただし書きの規定により承諾します。

なお、本承諾により工事請負契約に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

#### 記

- 1 譲渡人及び譲受人は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。
- 2 発注者が支払う請負代金額は、発注者の検査結果のみに基づいて決定される。
- 3 発注者は、債権譲渡後も譲渡人との協議のみにより、工期、契約金額その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は発注者に対して異議を申立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら譲渡人と譲受人との間において解決されなければならない。
- 4 譲渡人及び譲受人は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

発注者 (目黒区長) 印

確定日付印欄	
--------	--



第 号  
年 月 日

債権譲渡不承諾通知書

(債権譲渡人) \_\_\_\_\_ 様

(債権譲受人) \_\_\_\_\_ 様

目黒区長



年 月 日付で依頼のあった下記工事の「地域建設業経営強化制度」における債権譲渡承諾依頼については、下記のとおり承諾できませんので通知します。

記

1 債権譲渡承諾依頼のあった工事

(1) 工 事 件 名

\_\_\_\_\_

(2) 工 事 場 所

\_\_\_\_\_

(3) 契 約 番 号

\_\_\_\_\_

(4) 契約締結日

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

2 承諾しない理由

# 工事出来高査定協力申出書

年 月 日

発注者 目黒区長 宛て

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日付 第 号にて債権譲渡を承諾された下記工事について、「地域建設業経営強化融資制度」による、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認を行うため、工事現場への立ち入りについて協力いただきますようお願いいたします。

## 記

1 契約番号 \_\_\_\_\_

2 工事件名 \_\_\_\_\_

3 工事場所 \_\_\_\_\_

4 請負者(債権譲渡人) \_\_\_\_\_

5 現場立入り希望日時 \_\_\_\_\_ 年 月 日 時 分から 時 分まで

6 現場立入り予定者名


6 連絡先 担当者 職・氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

工事代金債権計算書（契約変更用）

年 月 日

目黒区長 宛て

債権譲渡人 所在地 商号又は名称 代表者職氏名	工事請負 契約書の 使用印
債権譲受人 所在地 名称 代表者職氏名	実印
(担当者) 職・氏名 TEL	

年 月 日付で協議を受け、承諾した下記工事の契約変更により、工事代金債権が変更されたので提出します。

記

- 1 契約番号 \_\_\_\_\_
- 1 工事件名 \_\_\_\_\_
- 2 契約締結日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 3 債権譲渡承諾日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 4 契約変更日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 5 工事代金債権
  - (1)当初請負金額 金 \_\_\_\_\_ 円
  - (2)支払済前払金額 金 \_\_\_\_\_ 円
  - (3)支払済中間前払金額及び部分払額 金 \_\_\_\_\_ 円
  - (4)当初債権譲渡額 ((4)=(1)-(2)-(3)) 金 \_\_\_\_\_ 円
  - (5)契約変更額 金 \_\_\_\_\_ 円 (減額の場合は、△表示)
  - (6)債権譲渡額 ((6)=(4)+(5)) 金 \_\_\_\_\_ 円 [年 月 日現在見込額]

工事代金債権請求書

年 月 日

目黒区長 宛て

(債権譲受人) 所在地

名称

代表者職氏名

㊟

年 月 日付の債権譲渡承諾書に係る工事代金債権について下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、\_\_\_\_\_の代金として

(内訳)

(1)請負金額 金 \_\_\_\_\_ 円

(2)支払済前払金額  
金 \_\_\_\_\_ 円

(3)支払済中間前払金額及  
び部分払額 金 \_\_\_\_\_ 円

(4)履行遅延の場合におけ  
る損害金等 金 \_\_\_\_\_ 円

(5)請求金額

※(5)=(1)-(2)-(3)-(4) 金 \_\_\_\_\_ 円

2 債権譲渡の承諾を受けた工事請負契約の内容

(1)承認番号 \_\_\_\_\_

(2)契約番号 \_\_\_\_\_

(3)工事件名 \_\_\_\_\_

(4)請負者(債権譲渡人) 所在地

名称

代表者職氏名